

協 定 書

(総則)

第1条 相馬市(以下「甲」という。)と一般社団法人エル・システム ジャパン(以下「乙」という。)は、東日本大震災で被災した子どもたちの生きる力を育むために、音楽活動を通じて協調性・社会性・自主自立精神を涵養するとともに、豊かな情操と道徳心を培いながら国際文化の理解を深めること目的として本協定を締結する。

(協定の対象となる活動)

第2条 本協定の対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1)相馬市立学校で行われる音楽授業・特別活動・放課後活動
- (2)その他甲・乙がともに認める活動

(支援の内容)

第3条 この協定により甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1)子どもたちへの楽器の無償提供及び楽器の無償メンテナンス
- (2)音楽講師の無償派遣
- (3)音楽教育プログラムの無償提供
- (4)音楽研修への無償参加
- (5)その他甲・乙がともに必要と認めるもの

(支援体制等)

第4条 乙は、甲の支援要請に対応できる体制を構築するものとする。

- 2 乙は、前項の要請に応じるため、あらかじめ担当者及び連絡方法等を定め甲に報告するものとする。変更等があった場合もまた同様とする。
- 3 乙は、保有する楽器の数量についてあらかじめ甲に報告するものとする。変更等があった場合もまた同様とする。
- 4 甲は、乙と協議し事業計画を作成し、学校の教育課程等に位置づけるように努力するものとする。
- 5 甲は、乙と協議し第2条の活動を行う場所を確保するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は協定締結の翌日から2年間とする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙のいずれからも意思表示がない限り、自動的に2年間有効期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月7日

甲 福島県相馬市中村字大手先13番地

相馬市

立首美智



乙 東京都中央区銀座8-6-25

一般社団法人エル・システム ジャパン

代表理事

菊川

